

小牧市こども自然体験活動事業委員会設置要綱

平成14年3月20日
14小教生第44号

(設置)

第1条 小牧市の子供たちに自然体験活動を行う場と機会を提供し、青少年の健全育成の促進を図るため、小牧市こども自然体験活動事業委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然体験活動の場の計画の調査及び審議
- (2) 自然体験活動の場の整備及び機会の提供
- (3) 自然体験に関する情報の収集及び事業の実施
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 青少年育成関係団体の代表
- (2) 地元関係者
- (3) 各種団体等の代表
- (4) 教育関係者
- (5) 自然活動の団体の代表及び有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員長は、委員会の業務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務

を代理する。

5 会計は、委員会の会計事務を処理する。

6 監事は、委員会の経理を監査する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の者の同意をもって決する。

(実行委員)

第7条 委員会に事業を実施するため、実行委員を置くことができる。

2 実行委員は、自然体験活動について経験がある者のうちから委員長が選任する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(小牧市こども地域活動事業委員会設置要綱及び東部地区自然体験の森整備基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 小牧市こども地域活動事業委員会設置要綱(平成12年4月1日施行)及び東部地区自然体験の森整備基本計画策定委員会設置要綱(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。